

町長へこんにちは！

硬式テニスで全国大会出場

【MUFGジュニアテニストーナメント2023 出場報告】

1月14日④、15日⑤に開催された「MUFGジュニアテニストーナメント2023 愛知県予選大会」で優勝し、4月4日④から8日⑤に開催される「MUFGジュニアテニストーナメント2023」に出場する北部中学校の小野倫太郎さんが出場報告のため、2月28日④に町長を訪れました。小野さんは、「幸田町のテニスが盛り上がるよう、もっと活躍できるプレーヤーになりたい」と語ってくれました。



出場報告をする小野さん



吉川さん（左）、坂口さん（右）

ソフトボールで全国大会出場

【第16回春季全日本小学生女子ソフトボール大会 出場報告】

3月25日④から27日⑥に開催される第16回春季全日本小学生女子ソフトボール大会に出場する安城エンジェルス所属の吉川愛侖さん、坂口光さん（ともに中央小学校）が出場報告のため、2月24日④に町長を訪れました。安城エンジェルスは、予選である「第15回愛知県小学生女子ソフトボール新人大会」で準優勝し、全国大会への出場を決めました。

えこたんの E・COナビ



第2次幸田町環境基本計画を策定しました

環境基本計画とは

環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。平成15年3月に第1次となる環境基本計画を策定してから約20年が経過し、その間、世界では地球温暖化や温暖化に起因した異常気象など、環境問題はより深刻化しています。そこで、脱炭素社会の実現やSDGsの目標達成など、新たな環境課題へ対応するため、新たに第2次幸田町環境基本計画を策定しました。

計画スローガン

「私がつくる 四季とふれあう美しいまち」

計画の目指すもの

町民・事業者・行政が共通して目指すべき町の理想の姿として、5つの「望ましい環境像」を掲げています。

重点的に取り組むこと

- 町全体の2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比46%削減を目指します。
- 地球温暖化対策として「ゼロカーボンシティの実現」を目指し、省エネ・再エネの導入に関して行政が率先的に取り組みます。
- 環境保全を進めるための基盤として、環境教育・学習の場の提供に努めます。

望ましい環境像

未来によりよい環境を伝えるため、積極的に行動するまち
ゼロカーボンシティを実現するまち
循環型社会を構築し、資源を大切にするまち
さまざまな生き物が住む豊かな自然に恵まれ、自然とふれあうことができるまち
きれいな空気と水のなかで、環境のことを考えた暮らしやすいまち

第2次幸田町環境基本計画の詳細は、町ホームページをご覧ください。

問合せ 環境課 環境保全グループ（内線272） FAX63-5169



教育委員会の活動について点検・評価を行いました

「地方教育行政の組織および運営に関する法律」に基づき、令和3年度の活動内容について点検・評価を行いました。

GIGAスクール構想推進事業

事業の概要

町内全小中学校の児童生徒、教職員を対象として、児童生徒の主体的・対話的で深い学びができる学習環境を整備するために町内全小中学校で1人1台タブレット端末の配備、高速ネットワークなどの環境の整備を行う。

外部評価委員会評価

タブレットの更新時に多額の費用が必要となるため、計画的な更新を検討していただきたい。また、協働的な学びの実現に向けて整備することやすべての子どもが先生の活用状況にかかわらず、公平な学習環境になるよう進めていく必要がある。



幼保小中高連携教育推進事業

事業の概要

各園、各学校、行政の垣根をなくすことで、胎児から18歳までの高校生の健やかな成長および自立を支援する。

外部評価委員会評価

サポート・ファイルが十分に活用できるよう、保護者への広報など積極的に取り組むことでさらなる活用の促進をしていただきたい。

サポート・ファイル…保育園や学校などで家族以外の人が知っておいてほしいお子さんの情報（特徴、得意なこと、困った場合の対応方法など）をまとめたもの



社会体育推進事業

事業の概要

全年齢層の町内在住、在勤者に対して、スポーツの振興と心身の健全な発達、相互の親睦を図り、明るく住みよいまちづくりに寄与するために、スポーツ教室、町民スポーツ大会、新春駅伝・ファミリージョギング大会、愛知駅伝参加、ニュースポーツの普及などを行う。

外部評価委員会評価

町民大運動会は、区で出場者を選出して行う行政区対抗を改め、自由参加型での開催の検討をしていただきたい。また、高校入試の日程が早まったことで中学生が参加できない可能性のあるイベントもあるので、社会の動きを注視し企画してほしい。



教育委員会の施策に関する点検・評価についての詳細は、町ホームページをご覧ください。



←町ホームページはこちら

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



教育長に池田和博氏が再任

2月28日④に開催された町議会3月定例会で、教育長の任期満了に伴う任命について同意が得られ、池田和博氏（岩堀区）が再任されました。任期は、4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

就任あいさつ

このたび、教育長に再任されました。引き続きの職務となりますが、心新たに取り組んでまいります。

社会の変化は急速で、教育においても次々と新しい施策が打ち出されます。どれも大切なことばかりですが、私は、一人一人の子どもが明るく元気に学校生活を送ることができるようにすることが何より大切なことだと考えています。子どもたちの豊かな人間性を育てることは教育における不易です。いじめの根絶、不登校対策を進め、着実な授業や心を耕す行事など、学校における日々の教育活動が充実するようしていきます。

また、町民の皆様が、スポーツや文化・芸能活動を通して、生き生きと人生を送ることができるよう、環境作りに努めてまいります。町の貴重な遺産を保存・展示するための新郷土博物館、町民の皆様の健康増進や生きがいづくりにつながる新体育館について、検討をしていきます。

これまで通り、ご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



子どもと大人の合同ワークショップを開催しました

平成23年4月1日に施行された「幸田町子どもの権利に関する条例」は、子どもたちがいきいきと育つことを保護者、学校や地域の大人たちが手助けできるようにするための条例です。子どもと大人が子どもの権利について話し合い、理解を深めるために、1月17日④に深溝小学校6年生（67人）と子ども施策推進委員、子どもの権利擁護委員（10人）が「子どもと大人の合同ワークショップ」を行いました。



子どもにとって大切な7つの権利

- | | | | |
|--------------|-----------------|-----------|-----------|
| 1. 安心して生きる権利 | 2. 自分らしく生きる権利 | 3. 学び育つ権利 | 4. 遊び育つ権利 |
| 5. とともに育つ権利 | 6. 自分を守り、守られる権利 | 7. 参加する権利 | |

ワークショップの内容

- 子どもの権利についてのクイズ
- 身近な子どもの権利について考える
- 考えたことについて、子どもと大人で話し合う
- 発表とまとめ

子どもと大人で話し合ったこと



なんでお小遣いがもらえるんだろう？
【参加する権利？】

学校で友だちとしゃべった。【ともに育つ権利】

自分のことは自分で決めたい！ 自分の好きなこと、したい！ 【自分らしく生きる権利】

お小遣いでお金のことを学ぶためじゃないかな。【学び育つ権利かも】

放課の時間も大切

自分の思いや考えをちゃんと発言してみよう！



感想（抜粋）

- （子ども）自分の意見を言えたし、初めて会った大人が聞いてくれた。自分たちにも、こういう権利があることを知った。権利を無駄にしないことは大切だと思った。
- （大人）みんなそれぞれが権利を持っていることを知ってもらえた。子どもは、もっと自由に遊びたいという気持ちがあるんだな。もっと子どもの思いを引き出してあげたい。

問合せ こども課 児童育成グループ(内線133) FAX63-5334



教育委員に種吉沙織氏が就任

立花千加子氏(鷲田区)の任期満了に伴い、種吉沙織氏(大草区)が4月1日付けで就任されました。任期は、4月1日から令和9年3月31日までの4年間です。

就任あいさつ

このたび、教育委員という大役をお引き受けすることになりました。子育て世代の一人の親として微力ではございますが、お役に立てればと思います。

新型コロナウイルスまん延から3年間、子どもたちの学校生活は大きく制限され、授業や行事の縮小・中止など満足のいく活動ができませんでした。今までの当たり前がなくなり新たな教育環境へと様変わりしています。

また、今年度より中学校の部活動地域移行が本格的に始まることで、学校生活はさらに大きく変化していきます。将来を担う幸田町の子どもたちが生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てることや歴史・伝統・文化に対して理解を深めて、豊かな心と感性を持った人間に育ち、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養に資する重要な環境をつくっていくには学校・地域・家庭の連携が不可欠となります。子育て世代の視点から町の教育振興に少しでも寄与できればと思っています。精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



第29回幸田町小中学校文化賞の受賞者をご紹介します

2月6日㊤に役場で幸田町小中学校文化賞の授賞式を行いました。この賞は、文化活動で優れた成績を残した小中学校の児童・生徒に贈られるものです。受賞者の皆さんをご紹介します(敬称略)。

*学校名、学年は文化賞受賞時のものです。



個人部門

学校名	学年	氏名	大会名	部門	成績
豊坂小	4年	飯山 隼人 いひやま はやと	第22回 毎日パソコン入力コンクール 全国大会	タイピング	毎パソコン賞 (5位)
豊坂小	5年	真杉 快 ますぎ かい	第22回 毎日パソコン入力コンクール 全国大会	タイピング	毎パソコン賞 (6位)
幸田中	1年	塩谷希乃香 えんやのののか	第14回ジュニア・シニア燦々優勝者決定詩吟大会	詩吟	優勝
幸田中	1年	小林明日海 こばやし あすみ	令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクール	絵画	入選
幸田中	2年	木原 滯 きはら しのぶ	第22回 毎日パソコン入力コンクール 全国大会	タイピング	文部科学大臣賞・PFU賞 (2位)
南部中	2年	小野良有芽 おののら ゆめ	第72回全国書道コンクール 毛筆の部	書道	優秀大賞
			JA共済書道・交通安全ポスターコンクール		金賞 (愛知県教育委員会賞)
北部中	3年	梅村 歩 うめむら あゆみ	令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクール	絵画	入選

団体部門 該当なし

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



児童扶養手当の手当額の改定について

児童扶養手当の手当額および加算額が令和5年4月分から以下のとおり改定となります。

変更前	変更後（令和5年4月分から）
児童1人のとき 全部支給：月額43,070円 一部支給：月額43,060円～10,160円	児童1人のとき 全部支給：月額44,140円 一部支給：月額44,130円～10,410円
第2子加算額 全部支給：月額10,170円 一部支給：月額10,160円～5,090円	第2子加算額 全部支給：月額10,420円 一部支給：月額10,410円～5,210円
第3子以降加算額 全部支給：月額6,100円 一部支給：月額6,090円～3,050円	第3子以降加算額 全部支給：月額6,250円 一部支給：月額6,240円～3,130円

*次回支給予定は5月11日㊦（3月分～4月分）です。

問合せ こども課 児童育成グループ（内線134） FAX63-5334



後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のご案内

被保険者皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊について1,000円を助成します（4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します）。

場所	協定保養所名	電話番号
豊田市	豊田市百年草	0565-62-0100
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211
長野県王滝村	おんたけ休暇村セントラル・ロッジ	0264-48-2111
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
江南市	すいとぴあ江南	0587-53-5555（予約専用電話）

利用方法

利用される人は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、協定保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード（初回利用時に協定保養所から交付）を提示してください。

精算時に利用料金から1人1泊につき1,000円が控除されます。健康保険証利用の申し込みをしたマイナンバーカードは使用できませんので、必ず保険証をお持ちください。

問合せ 愛知県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎052-955-1205



国民年金保険料の産前産後期間の免除申請

国民年金第1号被保険者が出産をした際には、出産予定日または出産日の属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」）の国民年金保険料の免除を受けることができます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。この制度の適用を受けるには、申請が必要です。

*出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいい、死産、流産、早産した人を含みます。

届出期間 出産予定日の6カ月前から提出可能です。

*出産後に提出することもできます。届出に期限はありません。

対象 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人

持ち物 基礎年金番号通知書または年金手帳、母子手帳（出産前に申請する場合）、身分証明書

問合せ 保険医療課 国保年金グループ（内線143） FAX63-5334

岡崎年金事務所国民年金課 ☎（0564）23-2637





国民年金保険料の学生納付特例の申請のお知らせ

学生本人の前年所得が一定額以下の場合、在学期間中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を利用すると、4月から翌年3月までの保険料の支払いが猶予され、10年以内であれば後払い(追納)できます(納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます)。この制度の適用を受けるには、申請が必要です。

学生納付特例の申請対象期間と審査所得の関係

*令和5年4月時点

区分	申請の対象となる期間	審査の対象となる所得
令和2年度分	令和3年3月分	令和元年中所得
令和3年度分	令和3年4月～令和4年3月分	令和2年中所得
令和4年度分	令和4年4月～令和5年3月分	令和3年中所得
令和5年度分	令和5年4月～令和6年3月分	令和4年中所得

申請時の注意点

- ①年度ごとに申請書の提出が必要です。1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。
- ②過去の所得で審査します。申請する年度に対応する前年所得(上の表を参照)に基づき審査されます。
- ③令和5年4月以降、速やかに申請してください。

過去の保険料の納付猶予は、申請が遅れると対象となる期間が短くなります。

*令和5年4月中に申請 ⇒ 令和3年3月分以降が対象

*令和5年5月中に申請 ⇒ 令和3年4月分以降が対象

持ち物 学生証、基礎年金番号通知書または年金手帳、身分証明書

*令和5年度の国民年金保険料は月額16,520円です

問合せ 保険医療課 国保年金グループ(内線143) FAX63-5334
岡崎年金事務所国民年金課 ☎(0564)23-2637



←国民年金制度の内容やメリット
などに関する動画はこちら



農用地区域からの除外などの申出の受付を一時中止します

(11月16日から令和6年8月15日まで)

おおむね5年ごとに今後の農業振興状況を見通して、従来の農業振興地域整備計画の見直しを行います。

計画見直しに伴い、除外などの申出受付については、令和5年11月締切分を最後として9カ月間申請手続きができません。農業振興地域内の農用地区域内の農地などを宅地、駐車場などや農業用施設用地に変更する予定のある人はご注意ください。

案件	7月案件	10月案件	令和6年1月案件	令和6年4月案件	令和6年7月案件	令和6年10月案件	令和7年1月案件
申出期限	5月15日	8月15日	11月15日	令和6年2月15日	令和6年5月15日	令和6年8月15日	令和6年11月15日
受付	○	○	○	×	×	×	○

*見直し作業の進捗状況により、受付中止期間を延長する場合があります。

詳細については、お問い合わせください。

問合せ 農業委員会事務局(産業振興課内、内線263) FAX63-5129



各種手当をご存じですか

児童の健全育成や高齢者および障がい者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度があります。対象の人で、まだ手当を受けていない人は、手続きをしてください。



手続き場所・問合せ

- ① ② 福祉課 介護保険グループ (内線156)
- ③～⑦ 福祉課 福祉グループ (内線153)
FAX56-6218
- ⑧～⑪ こども課 児童育成グループ (内線133)
FAX63-5334

名称	支給要件	所得制限
①幸田町 在宅介護 手当	要介護3～5で65歳以上の人を現に在宅で介護している同一世帯(住民票が同じ)の親族 *対象者が入院、入所している期間は除きます。	無
②幸田町 家族介護 手当	要介護4または5で町民税非課税世帯の65歳以上の人を過去1年間介護保険サービスを受けず(ショートステイは7日以内なら可)に在宅で介護している同一世帯(住民票が同じ)の親族	有
③幸田町 心身障害 者扶助費	身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人 *下記の人は除きます。 ・介護人が在宅介護手当受給者 ・施設入所者 ・65歳以上の新規・転入	無
④愛知県 在宅重度 障害者 手当	●身体障害者手帳1・2級+IQ35以下の人(1種) ●身体障害者手帳1・2級(2種)の人 ●IQ35以下の人(2種) ●身体障害者手帳3級+IQ50以下の人(2種) *施設入所者、3カ月以上継続して入院している人および特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者、65歳以上の新規手帳取得者は除きます。	有
⑤障害児 福祉手当	20歳未満で、知的または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な児童 *施設入所者は除きます。 ・1級身体障がい児 ・2級身体障がい児の一部(常時介護を必要とする人) ・IQ20以下の知的障がいまたは病状で常時介護が必要な人	有

名称	支給要件	所得制限
⑥特別障害 者手当	20歳以上で、知的または身体に著しい障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な人 *施設入所者、長期入院者は除きます。 ・身体障害2級(一部を除く)程度の障がい重複している人 ・身体障害2級(一部を除く)程度の障がいがあり、IQ20以下の人 ・身体障害2級(一部を除く)程度の障がいまたはIQ20以下で、ほかに3級相当の障がい2つ以上ある人 ・身体障害2級(一部を除く)程度の障がいまたはIQ20以下、もしくは、これと同程度の障がいまたは病状がある人で、日常生活でほぼ全面介護が必要な人	有
⑦特別児童 扶養手当	20歳未満の障がい児(身体障害者手帳1～3級程度・4級程度の一部、療育手帳A・B判定・C判定の一部、内部障がい、精神障がいなど)を養育している人 *手帳をお持ちでない人も申請できます。 *施設入所者は除きます。	有
⑧児童手当	中学校卒業までの児童を養育している人 *公務員は勤務先から支給されます。	有
⑨児童扶養 手当	父または母、もしくは両親のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している人 *親の一方が重度の心身障がい者の場合も対象になります。	有
⑩愛知県 遺児手当	父または母、もしくは両親のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している人 *支給期間は認定から5年間です。 *親の一方が重度の心身障がい者の場合も対象になります。	有
⑪幸田町 遺児家庭 扶助費	父または母、もしくは両親のいない義務教育修了前の児童を養育している人 *親の一方が重度の心身障がい者の場合も対象になります。	無



新エネルギーシステム設置費と次世代自動車購入費を補助します

◎新エネルギーシステム設置費補助金

補助対象システム

システム名	システムの概要
住宅用太陽光発電施設	住宅において太陽電池を利用して電気を発生させる設備およびこれに付属する設備
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	電力使用量などを自動で実測し、機器の電力使用量などを調整・制御できるシステム
燃料電池	燃料電池ユニット、貯湯ユニットなどから構成され、都市ガス、LPガスなどを利用して発電し、発電時の排熱を給湯などに利用できるシステム。
蓄電池	リチウムイオン蓄電池および電力変換装置を備え、電力を蓄えることや停電時などに蓄えた電力を活用することができるシステム
電気自動車等充電設備 (V2H)	電気自動車などへの充電および住宅への電力の供給が可能なシステム
高性能外皮など	ZEHに必要な要件を満たす高断熱外皮、空調設備、給湯設備 (エネファームを除く) および換気設備
断熱窓	既存の住宅の窓に対し、内窓の取付けや外窓の交換またはガラスの交換を行い、断熱性の高い窓に改修するもの
太陽光発電連動機能付ヒートポンプ給湯機	太陽光発電と連動し、主に昼間の太陽光発電の電力を利用し、主に昼間時間帯に沸き上げ運転を行うもの (通常のエコキュートとは異なります)
太陽熱利用システム	給湯、暖房または冷房に供給する温水、温風または冷風を発生させるのに太陽熱を利用するシステム

補助金額

単独設置 (下記システムを単体で設置)

システム名	補助金額
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	1万円
燃料電池	10万円
蓄電池	10万円
電気自動車等充電設備 (V2H)	5万円
太陽熱利用システム (自然循環型)	1万5,000円
太陽熱利用システム (強制循環型)	3万円

一体的導入 (下記システムを同時に設置)

システム名	補助金額
住宅用太陽光発電施設 + HEMS + 蓄電池	16万2,800円
住宅用太陽光発電施設 + HEMS + 高性能外皮 (ZEH)	16万2,800円
住宅用太陽光発電施設 + HEMS + V2H	11万2,800円
住宅用太陽光発電施設 + HEMS + 断熱窓	12万2,800円
住宅用太陽光発電施設 + 太陽光発電連動機能付ヒートポンプ給湯機	6万2,800円

◎次世代自動車購入費補助金

次世代自動車の概要および補助金額

自動車の種類	自動車の概要	補助金額
燃料電池自動車	燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車	車両本体価格の10分の1 (千円未満切捨て) ただし、以下を上限とする 個人: 30万円 事業者: 30万円
電気自動車	電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を有さない四輪以上の自動車	車両本体価格の10分の1 (千円未満切捨て) ただし、以下を上限とする 個人: 10万円 事業者: 10万円
プラグインハイブリッド車	外部電源からの充電を可能とした内燃機関およびエネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車	車両本体価格の10分の1 (千円未満切捨て) ただし、以下を上限とする 個人: 10万円 事業者: 10万円

申請の受付件数には限りがあり、先着順となります。申請方法や補助金交付条件などの詳細は町ホームページをご覧ください。

問合せ 環境課 環境保全グループ(内線272) FAX63-5169



こうした健康応援事業「健康づくり出前講座」を受けませんか

町内の事業所が、健康経営の観点から健康づくりに取り組んでいけるよう、無料で健康講座の講師を派遣し、健康づくりを支援します。

内 容 出前講座メニュー（詳細は、町ホームページに掲載）の中から、希望講座を選択いただき健康講座を開催します。所要時間や場所については、希望に応じます。

対 象 開催にあたり、10人以上参加できる事業所

講 師 保健師、管理栄養士、健康運動指導士など

費 用 無料

そのほか 同一事業所による申し込みは年1回とします。

申 込 み 講座を希望する日の2カ月前までに健康課 健康増進グループ（内線182）へお申し込みください。



←町ホームページはこちら

町内事業所が健康づくり出前講座を活用！

令和4年度は、菱池地内にある矢作産業株式会社で「健康づくり出前講座」を実施しました。すでに、2年連続で健康経営優良法人プライト500の認定も受けられていて、朝のラジオ体操、自動販売機の商品のカロリー表示、低カロリーの商品の採用、メタボ対策のためのお弁当の選択など、積極的に健康経営を推進されています。



健康づくり出前講座の様子

問合せ 健康課 健康増進グループ(内線182) FAX62-8217



マイナポイントの申請期限が延長

マイナポイント第2弾の対象となる、マイナポイントの申請期限が5月末までに延長となりました。詳細はマイナポイント事業のホームページをご覧ください。

対 象	ポイント付与数	マイナポイント 申込期間	ポイント付与の 対象者
(1) マイナンバーカード新規取得者など (マイナポイント第1弾の申し込みを行っていない人を含む)	最大5,000円分	5月末まで	マイナンバーカード を2月末までに 申請した人
(2) 健康保険証としての利用申し込みを行った人	7,500円分		
(3) 公金受取口座の登録を行った人	7,500円分		

* 「マイナンバーカードの新規取得など」によるマイナポイントは、マイナポイントの申し込み後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をする必要があります。

マイナポイント申し込み支援窓口を開設しています

パソコンやスマホをお持ちでない人などのマイナポイント申し込みを支援しています。ぜひご利用ください。

受付時間 5月末までの毎週月～金曜日 午前9時～午後5時

* 祝日を除く

と ころ 役場1階ロビー

持 ち 物 ・マイナンバーカード

・希望するキャッシュレス決済サービスID/セキュリティコード

・登録する預貯金口座の情報が分かるもの（公金受取口座の登録をする場合）

問 合 せ 企画政策課 情報グループ(内線442) FAX63-5149



←マイナポイント事業ホームページはこちら





福祉タクシー利用助成券の交付

一定の障がいがある人へタクシー利用助成券を交付しますので、希望する人は申請をしてください。

対象 町内在住で、次の手帳をお持ちの人

- ・身体障害者手帳1級から3級 ・療育手帳A判定またはB判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級
- *自動車税または軽自動車税の減免を受けている人は対象外

助成額 年額 3万5,000円分まで (500円券・200円券 各50枚)

*5月以降に申請する人は、定められた枚数分減らして交付します。

持ち物 対象となる障害者手帳

問合せ 福祉課 包括ケアグループ(内線154) FAX56-6218



在宅高齢者外出支援タクシー利用助成券・ 幸田町内J R 3駅タクシー利用助成券の交付

一定の条件を満たす80歳以上の人へ、2種類のタクシー利用助成券を交付しますので、希望する人は申請をしてください。

対象 町内在住で、次の①～④までの条件をすべて満たす人

- ①80歳以上であること (令和6年3月31日時点)
- ②医療・福祉・介護施設に入院や入所をしておらず、在宅で過ごしている人
- ③次のいずれかに該当する人
 - ・一人暮らし ・80歳以上の高齢者のみの世帯に属する人 ・運転免許証を有していない人
- ④福祉タクシー料金助成利用券の対象者 (障害者手帳1級から3級、療育手帳A判定またはB判定、精神障害者保健福祉手帳1級または2級保持者) でない人

助成券の内容

【在宅高齢者外出支援タクシー利用助成券】

在宅で生活する高齢者の外出支援を目的に、タクシーを利用する場合の料金の一部を助成します。

助成額 タクシーの普通車初乗り運賃 年間15回分

【幸田町内J R 3駅タクシー利用助成券】

タクシーの普通車で自宅から町内J R 3駅 (幸田駅・三ヶ根駅・相見駅)、もしくは町内J R 3駅から自宅まで走行するのにかかった運賃額を全額助成します。

助成額 自宅と町内J R 3駅の区間を走行するのにかかる運賃全額 年間8回分

問合せ 福祉課 包括ケアグループ(内線154) FAX56-6218



第43回西三河地区消防職員意見発表会

2月10日(金)に町民会館つばきホールで第43回西三河地区消防職員意見発表会が開催され、消防本部から菅沼直也消防副士長が代表として出場しました。この意見発表会は、消防職員の資質の向上と円滑な消防業務遂行を目的として、消防行政のさまざまな問題点に対し、改善策を発表するものです。今回の発表では、昨今の消防団員のなり手不足を解消するため、災害現場へ駆けつける勇氣ある消防団員の姿をSNSで発信し、消防団のイメージアップを図り、消防団員の充足率向上につなげる提案をし、優秀賞を受賞しました。

問合せ 消防本部 庶務課 庶務グループ

☎(0564)63-0514 FAX(0564)63-1189



発表をする菅沼消防副士長

毎月の無料相談

◎行政相談

と き 毎月第3水曜日（祝日除く） 午前9時～正午
ところ 役場1階相談室
問合せ 総務課 法規グループ（内線353） FAX63-5139

◎人権相談

と き 毎月第1水曜日 午前9時～正午
ところ 役場1階相談室
問合せ 住民課 住民窓口グループ（内線122） FAX62-6555

◎消費生活相談

▶幸田町（電話相談可）

と き 毎週火曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
*受付は午後3時30分まで
ところ 役場1階相談室
そのほか 専門の相談員が対応します。
問合せ 企画政策課 政策グループ（内線332） FAX63-5139

▶愛知県消費生活総合センター（電話相談可）

と き ㊸～㊿ 午前9時～午後4時30分
㊾・㊿ 午前9時～午後4時
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

◎多重債務相談（予約制）

と き 毎週火・木曜日 午後1時～4時
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

◎司法書士法律困りごと相談（予約制）

と き 毎月第1・3水曜日 午後1時～4時
ところ 福祉サービスセンター
そのほか 1週間前までに事前予約が必要
問合せ 幸田町社会福祉協議会 ☎62-7171 FAX62-7254

◎無料法律相談（予約制）

と き 毎月第2木曜日 午後1時～4時
*令和5年度の6月・9月・12月・3月は第2水曜日
ところ 役場3階301会議室ほか
問合せ 住民課 住民窓口グループ（内線122） FAX62-6555

◎税理士による税務相談（予約制）

と き 毎月第3木曜日 午後1時30分～2時15分、午後2時30分～3時15分
ところ 役場1階相談室
問合せ 税務課 町民税グループ（内線161） FAX56-6218

◎心配ごとお気軽相談（電話相談可）

と き 毎週水曜日 午前9時～正午
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線154） FAX56-6218

◎ひとり親家庭相談（電話相談可）

と き 毎月第4木曜日 午前10時～午後4時
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線155） FAX56-6218

◎こどもの相談

と き 毎月第2木曜日 午前10時～午後4時
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線155） FAX56-6218

◎子育て相談（訪問相談可）

と き ㊸～㊿ 午前8時30分～午後5時
㊾ 午前8時30分～正午 *㊾は電話相談のみ（祝日除く）
ところ・問合せ 上六栗子育て支援センター ☎・FAX62-8333

◎教育相談

と き ㊸～㊿ 午前10時～午後6時
ところ ㊸ 多文化共生拠点施設相談室
㊹～㊿ 中央公民館教育相談室
問合せ ☎・FAX63-1188 メール k-soudan@siren.ocn.ne.jp

◎高齢者の相談（訪問相談可）

と き ㊸～㊿（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分
ところ ①北部地域包括支援センター ②中部地域包括支援センター
③南部地域包括支援センター
対象 ①坂崎・幸田学区在住者 ②中央・荻谷学区在住者
③豊坂・深溝学区在住者
問合せ ①☎62-5516 FAX62-5517 ②☎62-7331 FAX62-7254
③☎47-7370 FAX47-7371

◎認知症介護電話相談

と き ㊸～㊿（祝日除く） 午前10時～午後4時
ところ 公益社団法人 認知症の人と家族の会・愛知県支部
問合せ ☎0562-31-1911 FAX0562-33-7102

◎ゆるカフェ（若年性認知症・高次脳機能障害当事者の相談・交流会）

と き 毎月第1土曜日 午前10時～正午
*令和5年度の4月は第3土曜日、5月は第2土曜日
ところ 就労継続支援B型事業所ひなた
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線154） FAX56-6218

◎身体・知的・精神障がい者相談（訪問相談可・予約制）

と き ㊸～㊿（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分
ところ ①生活支援センターこうた ②相談支援事業所ひなた
③幸田町社協相談支援事務所
対象 ①北部中学校区在住者 ②幸田中学校区在住者
③南部中学校区在住者
相談員 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士
問合せ ①☎63-1755 ②☎77-6900 ③☎62-7171

◎心の病気を抱える人の家族の相談

と き 毎月第3火曜日 午後1時30分～3時
ところ つどいの家1階 図書室
内容 精神保健福祉士などが相談に応じます。
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151） FAX56-6218

◎憩いの場（心の病気のある人のデイケア）

と き 毎週火曜日 午後1時30分～4時
ところ つどいの家 会議室・図書室
相談員 精神保健福祉士
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151） FAX56-6218

◎ひきこもり家族の集い

と き 毎月第3水曜日 午後5時30分～7時
ところ つどいの家
対象 ひきこもり状態にある本人または家族
問合せ 幸田町基幹相談支援センター ☎63-1755 FAX63-1756

◎精神保健福祉（心の病、心の健康）相談

と き ㊸～㊿（祝日、年末年始除く） 午前9時～午後4時30分
ところ・問合せ 西尾保健所健康支援課
☎0563-56-5241 FAX0563-54-6791

◎子どもの権利擁護委員会

と き ㊸～㊿（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分
問合せ こども課 児童育成グループ（内線133） FAX63-5334
メール kodomo-kenri@town.kota.lg.jp

◎国税に関する「電話相談センター」

と き ㊸～㊿（祝日、年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
利用方法 ①岡崎税務署 ☎58-6511へ電話 ②自動音声→「1」
を押す ③自動音声→相談内容の番号を押す

◎税務相談（予約優先）

と き 毎週月・水・金曜日 午前10時～午後3時
ところ 岡崎信用金庫本店（岡崎市菅生町）
問合せ 東海税理士会 岡崎支部事務局 ☎25-6622

◎こころの健康医師相談

と き 毎月第3木曜日 午後2時～4時
ところ 西尾保健所2階相談室
そのほか 2日前までに事前予約が必要
問合せ 西尾保健所 健康支援課 ☎0563-56-5241

人口動態 2023.3.1現在

総人口 42,245人(前月比-49人)
 内 男21,420人 女20,825人
 世帯数 16,533世帯(前月比-7世帯)

2月
 中の
 主な
 異動

出生 27人(男 15人/女 12人)
 死亡 28人(男 14人/女 14人)
 転入 129人(男 82人/女 47人)
 転出 180人(男102人/女 78人)

戸籍異動 2月届出分(順不同・敬称略)

おめでとうございます

出生児	保護者	区
小野寺 喜一【きいち】	智史	里
柴田 權也【とんや】	竜也	岩堀
岸畑 音【おと】	信平	市場
手嶋 恵未【えみ】	雄基	六栗
三浦 莉翔【りと】	蒼真	六栗
久保 瑠生【るい】	ゆうか	大草
三樹 葵【あおい】	志歩	鷺田
高橋 りん	あいり・VU VAN SANG	鷺田
小林 星奈【せな】	麻希	里
近藤 凧華【なぎは】	晴貴	鷺田
飯塚 律月【りつ】	健一	岩堀
宮部 優真【ゆうま】	憲一	大草
大淵 薫【かおる】	陽介	坂崎
長尾 柚希【ゆずき】	彰俊	鷺田

おくやみ申し上げます

死亡者	年齢	世帯主	区
鈴木 道夫	87	鈴木 道夫	岩堀
大竹 康夫	85	大竹 康夫	大草
鈴木 美喜	91	鈴木 美喜	横落
鳥居 千代子	84	鳥居 千代子	六栗
鈴木 清	88	鈴木 喜恵	芦谷
神谷 敏子	86	太田 好司	芦谷
長谷 惟	82	長谷 惟	桐山
志賀 勲	82	志賀 勲	岩堀
安達 はる江	87	安達 はる江	海谷
平塚 治郎	85	平塚 昌吉	芦谷
鈴木 昌子	89	鈴木 秀子	大草
近藤 民子	81	近藤 茂章	荻

*プライバシー保護のため、希望者のみ掲載しています。掲載希望の人は、届け出時に住民課にお申し出ください。

ケーブルTV 4月の番組案内
 〈スマイル12チャンネル〉

- ①『テレビ回覧板WEEKLY』(15分)
 幸田町、蒲郡市の地域ニュース。毎週土曜日更新
 (毎日9:00、12:00、15:00、17:00、19:00、22:00放送)
 - ②『町の風景』(10分)
 幸田町、蒲郡市の美しい風景をお届けします。
 4月15日(土)~21日(金) 9:15、12:30、19:15放送
 4月22日(土)~28日(金) 12:15、18:00、22:15放送
 - ③『マイ Home Town』(30分)
 「私の町」をテーマにしたエリア内の情報番組。
 4月15日(土)~21日(金) 9:30、19:30、22:30放送
 4月22日(土)~28日(金) 10:30、15:30、20:00放送
 - ④『魅力発信!まちのインスタ映えスポットin幸田』(15分)
 幸田町のイチオシを紹介します。
 4月22日(土)~28日(金) 9:30、19:30、22:30放送
 4月29日(土)~5月5日(金) 10:30、15:30、20:00放送
 - ⑤『店ばな工房』(15分)
 幸田町、蒲郡市にあるお店を紹介します。
 4月22日(土)~28日(金) 9:15、12:30、19:15放送
 4月29日(土)~5月5日(金) 12:15、18:00、22:15放送
- 問合せ 三河湾ネットワーク株式会社 ☎0120-794934

今月の表紙

「デンソースポーツOGから直接指導」



一緒に試合をする様子

今月の表紙は、2月15日(土)にデンソーアイリス(女子バスケットボールチーム)とデンソーエアリービーズ(女子バレーボールチーム)のOG選手4人が荻谷小学校で体育の授業を行った様子です。指導を受けたのは5年生の児童で、ポートボールの基礎であるドリブルやパスの指導を受けました。

編集者のHです。4月と言えばサクラの季節ですね。幸田文化公園では幸田しだれ桜まつりが開催されます。新生活のスタートにちょっぴり不安な人も、きれいに咲き誇るしだれ桜を見て癒されてくださいね。(H)

